

第 8 4 号議案

財産の処分について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

財産の処分について

下記のとおり財産を処分する。

記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 財産の名称 | 竹の塚駐車場 |
| 2 | 財産の所在 | 足立区竹の塚五丁目 7 番 3 号 |
| 3 | 財産の種類及び数量 | |
| | (1) 建物 (駐車場) | |
| | ア 構造 | 鉄筋コンクリート造 地下 1 階から地下 3 階部分 |
| | イ 床面積 | 3, 0 3 3. 4 3 m ² |
| | (2) 建物 (管理棟) | |
| | ア 構造 | 鉄筋コンクリート造 地下 1 階部分 |
| | イ 床面積 | 4 6. 2 7 m ² |
| 4 | 売払金額 | 6 0, 6 3 7, 5 0 0 円 |
| 5 | 売払いの相手方 | 東京都足立区竹の塚五丁目 7 番 6 号
古庄ビル株式会社
代表取締役 古庄 正法 |

(提案理由)

財産を処分することについて、足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例 (昭和 3 9 年足立区条例第 1 号) 第 3 条の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるため、この案を

提出いたします。